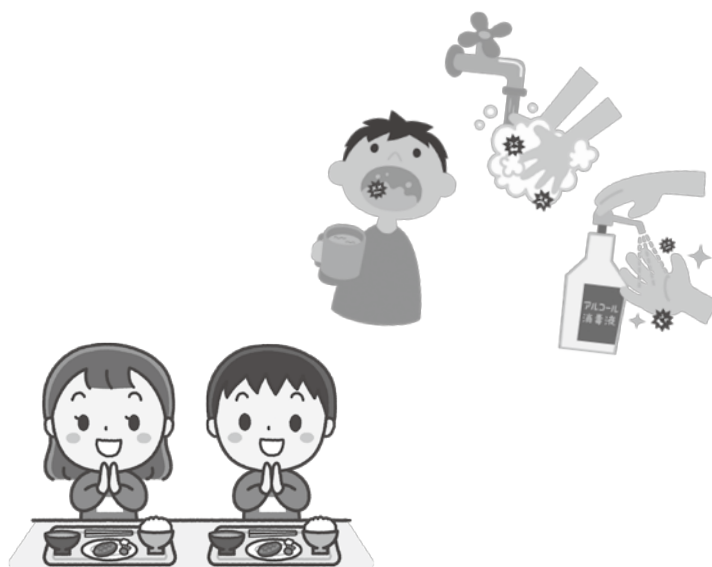


感染症対策は自分でできることから始めましょう

家庭内でできる感染症対策

1. 帰宅後の手洗い、うがい
2. こまめな消毒・除菌
3. 食事は大皿よりも小分けで
4. 家の中でのマスク着用



コロナ禍でストレスをためないために

■ 場所を選んで適度な外出を

感染場所は、換気が悪く、マスクをしていない人が集まる場所に多く見られます。マスク着用などの対策を徹底すれば、外出を過度に恐れる必要はありません。

■ 「健康二次被害」を防ぐために運動しましょう

1日の平均歩数は8000歩以上、筋トレは週3回など、目標を立てて運動することを意識しましょう。

新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報などをだましとろうとする電話に関する相談が寄せられています。

市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。困ったときは一人で悩まず、「国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン☎0120(797)188」等にご相談ください。

※新型コロナワクチン接種に関する情報は、「首相官邸」及び「厚生労働省」ウェブページをご覧ください。



▲首相官邸HP



▲厚生労働省HP

新型コロナワクチン接種に関する注意喚起

行政機関等をかたった“なりすまし”にご注意

ワクチン接種は無料です！
接種を受ける際の費用は全額公費です

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞
「コロナウイルスワクチンが接種できる。後日全額返金するのので、お金を振り込むように」と保護者を名乗る電話があった。

電話・メールで個人情報を求めることはありません！
市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞
「高齢者宅に「コロナワクチンが無料で受けられます」と個人情報聞き出す不審な電話がかかってきた。」

新型コロナワクチン接種に関する情報は、首相官邸及び厚生労働省ウェブページをご覧ください

国民生活センター
新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン
0120-797-188

首相官邸
新型コロナワクチン接種に関する情報は、首相官邸ウェブページをご覧ください
0120-761770

厚生労働省
新型コロナワクチン接種に関する情報は、厚生労働省ウェブページをご覧ください
188 国民生活センター
相談専用電話 #9110

※いずれも2月15日現在

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、2月24日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

- 経済支援 -

コロナ対策関連の融資を受けた方へ 特別利子補給制度（実質無利子）

コロナ対策関連の借入を行い、特定の条件に当てはまる事業者に対し、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

対象 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」または商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月等またはその翌月もしくはその翌々月の売上高または最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

期間 借入後当初3年間（最長）

補給対象貸付上限額 中小事業・商工中金等：3億円、国民事業6,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額です。

問合先（独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570(060)515

（受付時間：9:00～17:00）

※申請方法等、詳細はお問い合わせいただくか、

（独）中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください▲



労働者に休業してもらった事業者の方へ 雇用調整助成金がオンラインで申請できます

労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った際に休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」が、オンラインで申請できるようになりました。

申請対象期間 4月30日まで

申請方法 以下のURLまたは右のQRコードから申請▶

【URL】 <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

※記入方法などが以下のマニュアルにまとめられています。

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf>

問合先 ハローワーク泉大津 ☎0725(32)5181



経営についてお悩みの方へ

よろず支援拠点による無料経営相談

大阪府よろず支援拠点と共同で無料経営相談を行っています。専門のコーディネーターが総合的にサポートします。

日時 毎週月曜日の9:00～17:30（祝日は除く）

※1回1時間。相談方法に問わず要予約。

場所 市役所（本館2階）※電話、メールでの相談も可能です。

対象 高石市で事業を営まれている方や、高石市在住で事業を営まれている方

申込・問合先 経済課 ☎(275) 6149へ電話予約または市ホームページをご覧ください

大阪府営業時間短縮協力金について

令和3年1月14日～2月7日まで営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等に対し、協力金を支給します。

対象 以下の要件を全て満たし、営業時間短縮要請を受けた飲食店等を有する事業者の方

①大阪府域に飲食店・遊興施設（食品衛生法上の飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けている店舗）等を有する

②夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、令和3年1月14日～2月7日までの期間、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は11時から19時までとした

※準備期間の関係で1月18日から遵守した場合も対象

③令和3年1月14日までに感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入していた

④食品衛生法上の飲食店営業等に必要な許認可を取得していた

⑤令和3年1月14日以前に開業または設立していること。また、申請する店舗において令和3年1月14日以前に営業を開始しており、営業実態があること。

申請期間 令和3年3月22日まで（郵送の場合、当日消印有効）

支給額 1店舗あたり150万円（6万円×25日）

※1月18日から時間短縮を行った事業者は1店舗あたり126万円（6万円×21日）

申請方法 オンライン申請または必要書類を郵送

※詳しくは、府ホームページをご覧ください▶

問合先 大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター ☎06(6210)9525

（受付時間：9:00～19:00／日曜・祝日を除く）



“感染防止宣言ステッカー”で店舗の安全を宣言！

店舗等の目立つところに掲示することで、安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます。

※府のホームページから

登録できます▶

問合先 感染防止宣言ステッカーコールセンター ☎06(4397)3268

（受付時間：10:00～17:00）



▲ステッカーサンプル